

20歳からは
全員が加入

国民年金

届け出を忘れていませんか？

成人、結婚、退職など、ライフステージが変わるごとに年金の届け出が必要です。

手続きをせずにそのままにしておくと、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、必ず届け出をしてください。

こんな時は届け出が必要です 例えば・・・

学生が就職したとき



会社員が退職したとき



会社員が結婚して
被扶養者になったとき



種別が変わった時に
手続きが必要なんだね



種別	対象となる方	届出先	納付方法
第1号被保険者	自営業者・農林漁業者・学生・無職の方などで20歳以上60歳未満の方	市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンター	日本年金機構から送付される納付書や口座振替、クレジットカード、インターネットを利用した電子納付など
第2号被保険者	会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入している方	勤務先で事業主が届出	勤務先を通じて納付
第3号被保険者	厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方	扶養している配偶者の勤務先が届出	個人で納付する必要はありません。配偶者の加入している年金制度が負担しています

保険料を納めることが難しいときは

国民年金には、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度があります。

納付が難しいときは、そのままにせず、必ず市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンターで手続きを行ってください。

制度	内容	
▷納付が困難な時は 保険料免除制度	所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得等が一定額以下の場合、保険料の納付が免除になります	平成28年度分の申請は、7月1日(金)から受付開始
▷50歳未満の方は 納付猶予制度	20歳以上50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得等が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます	
▷学生のための 学生納付特例制度	学生の方で、本人の前年所得が基準額以下であれば、在学期間中の保険料の納付が猶予されます	平成28年度分の申請は受付中

※老齢基礎年金を受け取るには、25年以上の資格期間を満たしていることが条件です。保険料が免除・猶予された期間は将来受け取るための資格期間に入ります。ただし、納付猶予、学生納付特例は猶予期間内に納付しなければ、年金額に反映されませんのでご注意ください。

問合先

市民サービス課年金係
岩見沢年金事務所(9西3) ☎ 22局 5804